

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	クリーニング所の使用前の検査による確認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	クリーニング業法第 5 条の 2

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	クリーニング業法第 3 条第 2 項・第 3 項、第 5 条の 2 クリーニング業法施行規則第 1 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が 1 又は 2 の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。</p> <p>1 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。</p> <p>2 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>① クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと</p> <p>② 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わつたものと終わらないものに区分しておくこと</p> <p>③ 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること</p> <p>④ 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること</p> <p>⑤ 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。</p> <p>（消毒を要する洗たく物）</p> <p>厚生労働省令で定める洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。</p> <p>(1) 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの</p> <p>(2) 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの</p>

	<p>(3) おむつ、パンツその他これらに類するもの</p> <p>(4) 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの</p> <p>(5) 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの</p> <p>⑥ その他都道府県（保健所設置市又は特別区については、市又は特別区）が条例で定める必要な措置</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 10日
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第36第2号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成27年10月31日